

# 国民年金保険料の 領収証書は大切に!!

国民年金の第1号被保険者のかた（保険料全額免除制度・学生納付特例制度を承認されているかたは除く）は、毎月・一年前納・半年前納などの方法で国民年金保険料を納めていただくと、領収証書が交付されます。

## 1. 口座振替で納めているかた

口座から引き落とされた翌月に「国民年金保険料領収済額通知書」が交付されます。

## 2. 金融機関などで納めているかた

保険料を納めていただくと「納付書・領収（納付受託）証書」が交付されます。

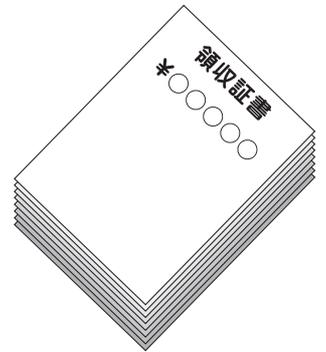
国民年金保険料の領収証書（領収済額通知書）は再交付されませんので、大切に保管してください。

# 国民年金

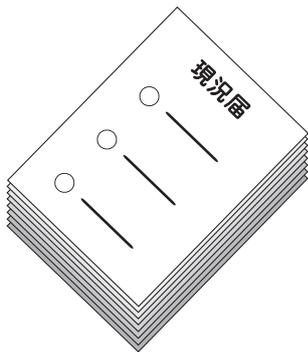
【問合先】

岐阜南社会保険事務所

☎273・6161



# 誕生月が来たときは、 現況届の提出を



国民年金を受給しているかたは、毎年一回、誕生月に現況届を提出してください。

これは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大事な届です。

現況届は、誕生月の初め頃に社会保険業務センターから送られてきます。住所、氏名のほか、加給年金額対象者の氏名など記入し、切手を貼ってお送りください。社会保険業務センターには、誕生月の末日までに届くように投函してください。なお、現況届の提出が遅れたり、提出されなかったりしたときには、年金の支払いが一時止まることもありますのでご注意ください。

1. 使用前には、必ず点検・整備を行ってください。
2. 布団・ふすま・カーテンなど、燃えやすい物の近くでは、使用しないでください。
3. 洗濯物を乾かすなど、乾燥機代わりに使用しないでください。
4. その場を離れる時や給油する時は必ず消火してください。
5. ストープの近くで、スプ



6. 使用に際しては、器具の取り扱い説明書に記載してある注意事項をよく読みましょう。
- これからますます寒さの厳しい季節となりますが、暖房器具を適切に使い、火災予防に心掛けましょう。



## ストーブの取り扱いに注意

寒い季節に活躍するストーブ。最近では、暖房器具そのものの安全性が高まっている中、使う人の取り扱い方法が間違っていたり、注意事項を守らなかったために火災が発生しています。

そこで、暖房器具からの火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。

レー・シンナーやガソリンなどの引火性の高い物を使用したり、置かないでください。

羽島郡広域連合  
☎388・1195